



# 埼玉県報

第 2 3 5 1 号  
平成23年12月27日  
火 曜 日

## 目 次

### 条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(地域政策課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(地域政策課\)](#)
- [職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県私立学校助成審議会条例のあらまし\(学事課\)](#)
- [埼玉県私立学校助成審議会条例\(学事課\)](#)
- [特定非営利活動促進法の施行に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動促進法の施行に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例のあらまし\(防犯・交通安全課\)](#)
- [埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例\(防犯・交通安全課\)](#)
- [埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例のあらまし\(水環境課\)](#)
- [埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例\(水環境課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例のあらまし\(水環境課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例\(水環境課\)](#)
- [埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(資源循環推進課\)](#)
- [埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の一部を改正する条例\(資源循環推進課\)](#)
- [埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(国保医療課\)](#)
- [埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例\(国保医療課\)](#)
- [埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例のあらまし\(田園都市づくり課\)](#)
- [埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例\(田園都市づくり課\)](#)

### 規則

- [埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則\(県営競技事務所\)](#)
- [埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則\(総務給与課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [軽油引取税免税証の無効告示\(春日部県税事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [熊谷都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護](#)

機関の指定(社会福祉課)

- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大串土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業上福田地区\(区画整理事業\)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県道の路線名等の変更\(道路環境課\)](#)
- [県道上伊草坂戸線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託に関する入札公告\(下水道管理課\)](#)
- [指定講習機関の代表者変更届出に伴う公安委員会告示\(運転免許課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の設立届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の解散届及び収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [個人演説会等施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十六号）（地域政策課）

### 一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正等に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

- (一) 新たに移譲を行う事務（十事務）
- (二) 処理する市町村が拡大する事務（十八事務）
- (三) 法令改正に伴う規定の整備等

### 三 施行期日

平成二十四年四月一日

ただし、二(二)のうち「一般旅券の申請受理、交付等」の一部市町村については平成二十四年六月一日又は十月一日、二(三)の一部については公布の日

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三十七項第二号事務の欄中「、第三十八条の四第二十二項並びに第三十九条の七第九項及び第十一項」を「並びに第三十八条の四第二十二項」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第五十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係る租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令に基づき事務のうち、同令第三十九条の七第九項及び第十一項の規定による認定	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市
---	--

別表第八十九項事務の欄1中「第五十六条及び第六十条第一項」を「第五十二条及び第五十六条第一項」に改め、同欄2中「第五十九条（法第六十条第二項及び第七十三条第二項）」を「第五十五条（法第五十六条第二項及び第六十九条第二項）」に改め、同欄3中「第六十二条第一項及び第七十一条第三項」を「第五十八条第一項及び第六十七条第三項」に改め、同欄4中「第六十九条」を「第六十五条」に改め、同欄5中「第七十条」を「第六十六条」に改め、同欄6中「第七十一条第二項及び第七十四条第一項」を「第六十七条第二項及び第七十条第一項」に改め、同欄7中「第七十二条」を「第六十八条」に改め、同欄8中「第七十三条第一項」を「第六十九条第一項」に改める。

別表第九十項事務の欄25中「（これらの規定を施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）」を「並びに第五十条第一項第一号口及び第二号」に

改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二項第三号事務の欄中「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を「施行規則」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号事務の欄中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同欄1中「立入検査」を「立入調査」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

<ol style="list-style-type: none"><li>1 法第三十五条第四項の規定による認可</li><li>2 法第三十五条第七項の規定による承認</li><li>3 法第四十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</li><li>4 法第四十六条第三項の規定による勧告及び命令</li><li>5 法第四十六条第四項の規定による意見の聴取及び命令</li><li>6 法第五十八条の規定による認可の取消し</li><li>7 施行規則第三十七条第五項及び第六項の規定による届出の受理</li></ol>	所沢市
---	-----

別表第二十二項市町村の欄中「日高市」の下に「、吉川市」を、「皆野町」の下に「、長瀨町」を、「小鹿野町」の下に「、神川町」を加える。

別表第二十三項第一号市町村の欄中「各市」の下に「、白岡町」を加える。

別表第三十一項市町村の欄中「越谷市」の下に「、八潮市」を加える。

別表第一百項第一号市町村の欄中「各市」の下に「、白岡町」を加え、同項を同表第一百二項とし、同表中第九項を第一百一項とし、第八項を第一百項とする。

別表第七項第八号市町村の欄中「越生町」の下に「、滑川町」を、「ときがわ町」の下に「、横瀨町」を、「皆野町」の下に「、長瀨町、小鹿野町」を加え、

同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加え、同項を同表第百九項とする。

九 条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの	川越市、熊谷市、草加市
1 条例第五十条第一項の規定による規制基準の設定（同項第一号及び第四号に係るものに限る。）	
2 条例第五十一条第二項の規定による規制地域の指定	
3 条例第六十六条第一項及び第六十八条第一項の規定による基準の設定	
4 条例第六十六条第二項の規定による区域の指定	

別表中第百六項を第百八項とし、第百一項から第百五項までを二項ずつ繰り下げ、

別表第百項第二号市町村の欄中「各市」の下に「白岡町」を加え、同項を同表第百二項とし、同表第九十九項を同表第百一項とする。

別表第九十八項市町村の欄中「鳩山町」の下に「小鹿野町」を加え、同項を同表第百項とし、同表第九十項から第九十七項までを二項ずつ繰り下げる。

別表第八十九項市町村の欄中「八潮市」の下に「幸手市」を加え、同項を同表第九十一項とし、同表第八十一項から第八十八項までを二項ずつ繰り下げる。

別表第八十項第一号市町村の欄中「日高市」の下に「吉川市」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同項を同表第八十二項とする。

二 法に基づく事務のうち、法第五条第四項ただし書の規定による通知	加須市、東松山市、志木市、和光市、久喜市、滑川町、嵐山町
----------------------------------	------------------------------

別表第七十九項を同表第八十一項とする。

別表第七十八項第四号市町村の欄中「八潮市」の下に「三郷市」を加え、同項を同表第八十項とし、同表第六十八項から第七十七項までを二項ずつ繰り下げ、同表第六十七項を同表第六十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この項において「法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下こ	上里町
--	-----

の項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第二十条の二第一項の規定による登録
- 2 施行令第十九条の規定による登録証明書の交付
- 3 施行令第二十条及び第二十一条の規定による届出の受理
- 4 施行令第二十二条の規定による登録の取消し

別表中第六十六項を第六十七項とし、第六十五項を第六十六項とする。

別表第六十四項第三号市町村の欄中「除く。」の下に「、白岡町」を加え、同項第五号市町村の欄中「宮代町」の下に「、白岡町」を加え、同項第九号市町村の欄中「、滑川町」及び「、白岡町」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号市町村の欄中「、白岡町」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加え、同項を同表第六十五項とする。

七 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	行田市、和光
1 法第五十九条第一項及び第四項並びに第六十三条第一項の規定による認可	市、新座市、 三郷市
2 法第五十九条第五項及び第六項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取	
3 法第六十条の二第二項の規定による公告	
4 法第六十二条第一項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示及び図書の写しの送付	
5 法第六十四条第一項の規定による承認	

別表中第六十三項を第六十四項とし、第六十二項を第六十三項とする。

別表第六十一項事務の欄中「という。」の下に「、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号。以下この項において「施行令」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下この項において「施行規則」という。）」を加え、同欄に次のように加える。

- 6 施行令第十三条第八項の規定による報告
- 7 施行規則第三百三十四条の規定による収去証の交付（4の事務に係るものに限る。）

別表第六十一項を同項第一号とし、同項に次の一号を加え、同項を同表第六十二項とする。

二 法、施行令及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。）

松伏町

1 法第八十二条第一項の規定による報告の徴収

2 法第八十三条第一項の規定による立入検査及び収去

3 法第八十三条の二第一項の規定による命令

4 法第八十三条の二第二項の規定による損失の補償

5 施行令第十三条第八項の規定による報告

6 施行規則第三百四十四条の規定による収去証の交付

別表中第六十項を第六十一項とし、第五十九項を第六十項とし、第五十八項を第五十九項とする。

別表第五十七項第二号市町村の欄中「鴻巣市」の下に「、深谷市」を加え、同項を同表第五十八項とし、同表第五十二項から第五十六項までを一項ずつ繰り下げらる。

別表第五十一項市町村の欄中「皆野町」の下に「、長瀨町」を加え、同項を同項第一号とし、同項に次の一号を加え、同項を同表第五十二項とする。

二 法に基づく事務のうち、法第四条第三項の規定による公表

三芳町、神川町

別表第五十項を同表第五十一項とする。

別表第四十九項市町村の欄中「鳩山町」の下に「、ときがわ町」を、「皆野町」の下に「、長瀨町」を加え、同項を同表第五十項とする。

別表第四十八項第一号市町村の欄中「八潮市」の下に「、幸手市」を加え、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「三郷市」の下に「、幸手市」を加え、同項に次の一号を加え、同項を同表第四十九項とする。

四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 法第二十条第一項の規定による指定

戸田市、八潮市、幸手市

2 法第二十条第二項の規定による指定の解除

3 法第二十条第三項において準用する法第三条第

三項の規定による公示、報告及び通知



<p>4 法第二十条第三項において準用する法第四条第一項の規定による立入り</p> <p>5 法第二十条第三項において準用する法第五条第一項の規定による許可及び意見の機会の付与</p> <p>6 法第二十条第三項において準用する法第七条第一項の規定による損失の補償</p> <p>7 法第二十条第三項において準用する法第七条第二項の規定による損失を受けた者との協議</p> <p>8 法第二十条第三項において準用する法第七条第三項の規定による裁決の申請</p> <p>9 法第二十一条第二項の規定による勧告</p> <p>10 法第二十二条第一項及び第二項の規定による命令</p> <p>11 法第二十二条第三項において準用する法第十四条第五項の規定による措置及び公告</p>	
--	--

別表中第四十七項を第四十八項とし、第三十四項から第四十六項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第三十三項第一号事務の欄4中「第十一条第八項」の下に「、第二十一条第四項」を、「第二十九条第二項」の下に「、第三十九条第五項」を加え、同欄中15を17とし、14を16とし、13を15とし、12を13とし、その次に次のように加える。

14 法第二百二十五条第一項及び第二項の規定による検査  
 別表第三十三項第一号事務の欄 中「第二百二十五条第一項から第三項まで」を「第二百二十五条第三項」に改め、「検査、処分取消し、変更及び停止並びに」を削り、同欄11を同欄12とし、同欄中10を11とし、6から9までを7から10までとし、5の次に次のように加える。

6 法第二十条第二項の規定による意見書の受理  
 別表第三十三項第一号事務の欄に次のように加える。

18 法第三百三十六条の規定による意見の聴取  
 別表第三十三項第一号市町村の欄中「行田市、」及び「、狭山市」を削り、同項第二号事務の欄4中「第十一条第八項」の下に「、第二十一条第四項」を、「第二十九条第二項」の下に「、第三十九条第五項」を加え、同欄中15を17とし、14を16とし、13を15とし、12を13とし、その次に次のように加える。

14 法第二百二十五条第一項及び第二項の規定による検査

別表第三十三項第二号事務の欄11中「第二百五条第一項から第三項まで」を「第二百五条第三項」に改め、「検査、処分取消し、変更及び停止並びに」を削り、同欄11を同欄12とし、同欄中10を11とし、6から9までを7から10までとし、5の次に次のように加える。

6 法第二十条第二項の規定による意見書の受理

別表第三十三項第二号事務の欄に次のように加える。

18 法第三十六条の規定による意見の聴取

別表第三十三項第二号市町村の欄中「上尾市」を「行田市、狭山市、上尾市」に改める。

別表第三十三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加え、同項を同表第三十四項とする。

<p>五 法に基づく区画整理会社が施行する土地区画整理事業に関する事務（一の市町村の区域に属するものに限る。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第五十一条の二第一項、第五十一条の十第一項、第五十一条の十一第一項、第五十一条の十三第一項、第八十六条第一項後段及び第九十七条第一項の規定による認可</p> <p>2 法第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧</p> <p>3 法第五十一条の八第二項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理</p> <p>4 法第五十一条の八第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知</p> <p>5 法第五十一条の八第五項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理</p> <p>6 法第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項及び第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付</p>	<p>行田市、新座市、久喜市</p>
--	--------------------

<p>7 法第五十一条の十三第四項において準用する法第五十一条の九第三項並びに法第百三条第四項後段及び第百二十五条の二第五項の規定による公告</p> <p>8 法第百三条第三項の規定による届出の受理</p> <p>9 法第百二十五条の二第一項及び第二項の規定による検査</p> <p>10 法第百二十五条の二第三項の規定による命令</p> <p>11 法第百二十五条の二第四項の規定による認可の取消し</p> <p>12 法第百三十六条の規定による意見の聴取</p>	
---	--

別表第三十二項の次に次の一項を加える。

33	<p>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）、「ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下この項において「施行令」という。）及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。）</p> <p>1 法第四十六条第一項の規定による報告の徴収</p> <p>2 法第四十七条第一項の規定による立入検査</p> <p>3 法第四十七条の二第一項の規定による命令</p> <p>4 法第四十七条の二第二項の規定による損失の補償</p> <p>5 施行令第十二条第二項の規定による報告</p> <p>6 施行規則第百十八条及び第百二十条の規定による報告</p> <p>7 施行規則第百十九条の規定による報告書の提出</p>	松伏町
----	---	-----

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十一項市町村の欄中「秩父市」の下に「、加須市」を、「越谷市」の下に「、久喜市」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十一項市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を、「東松山市」の下に「、深谷市」を、「越谷市」の下に「、戸田市」を、「八潮市」の下に「、坂戸市、ふじみ野市、毛呂山町、越生町」を、「吉見町」の下に「、鳩山町」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条の規定 平成二十四年六月一日

三 第四条の規定 平成二十四年十月一日

2 この条例（第一条の規定を除く。以下同じ。）（前項第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十七号）（人事課）

### 一 趣旨

平成二十三年十月二十七日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当の特例を措置するための改正

### 二 内容

東日本大震災に対処するため、福島第一原子力発電所周辺区域で業務に従事する職員に対し、手当を支給

### 三 施行期日等

公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則中第二十七項を第三十項とし、第二十六項の次に次の三項を加える。

（東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例）

27 職員が、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が地方公共団体の長に対して行った指示により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域に設定することとされた区域において行う業務その他の委員会規則で定める業務に従事したときは、第二十条の規定にかかわらず、東日本大震災対処業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき二万円を超えない範囲内において、委員会規則で定める業務の区分に応じて委員会規則で定める額とする。

28 前項の業務（委員会規則で定める業務に限る。）に従事した時間が一日について四時間に満たない場合における当該業務に係る東日本大震災対処業務手当の額は、同項の規定により受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。

29 東日本大震災対処業務手当の支給される日については、第二条各号に掲げる特殊勤務手当（第二十四条第一項各号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）は支給しない。ただし、この項本文の規定により支給されないこととなる第二条各号に掲げる特殊勤務手当の額が前二項の規定により支給されることとなる東日本大震災対処業務手当の額を超えるときは、当該特殊勤務手当を支給し、東日本大震災対処業務手当は支給しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の

規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

# 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県私立学校助成審議会条例（埼玉県条例第五十八号）（学事課）

## 一 趣旨

私立学校に対する助成の更なる適正化及び効率化を図るため、知事の附属機関として、埼玉県私立学校助成審議会を設置するための条例。

## 二 内容

### (一) 所掌事務

知事の諮問に応じ、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針その他振興助成に関する重要事項を審議する。

### (二) 組織

知事が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

### (三) 任期

二年とし、一回に限り再任されることができる。

### (四) 会長

委員の互選により定める。

### (五) 会議

知事が招集し、会長が議長となる。

### (六) 会議の公開

原則公開とする。

### (七) 議事録

議事録の作成を義務付ける。

### (八) 委任

## 三 施行期日

平成二十四年四月一日



## 条 例

埼玉県私立学校助成審議会条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十八号

埼玉県私立学校助成審議会条例

(設置)

第一条 私立学校に対する助成の更なる適正化及び効率化を図るため、知事の附属機関として、埼玉県私立学校助成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針その他振興助成に関する重要事項について審議する。

(組織)

第三条 審議会は、知事が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、一回に限り再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、知事が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名押印しなければならない。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第五十九号)(NPO活動推進課)

### 一 趣旨

特定非営利活動促進法の改正に伴い、特定非営利活動促進法の施行に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正を行う。

### 二 内容

- (一) 認証制度に係る改正に伴う規定の整備
  - ア 縦覧期間中に補正を可能とする軽微な変更
  - イ 社員総会が電子決議等で省略された際の議事録の内容
  - ウ 届出のみで足りる定款変更の手続き
- (二) 新しい認定制度の導入に伴う規定の整備
  - ア 認定特定非営利活動法人の認定申請等に関する手続き
  - イ 仮認定特定非営利活動法人の認定申請等に関する手続き
- (三) 本人確認情報を利用することができる事務の追加

### 三 施行期日

平成二十四年四月一日

## 条 例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十九号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法の施行に関する条例(平成十年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第二条第四項中「申請」を「提出」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法第十条第三項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りとする。

第三条を次のように改める。

(社員総会の決議が省略された場合における議事録)

第三条 法第二十五条第四項若しくは第三十四条第四項又は第二十五条第六項の規定により社員総会の議事録の謄本を提出し、又は届け出る場合において、当該社員総会が法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされたものであるときの社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- 一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - 三 社員総会の決議があつたものとみなされた日
  - 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 第四条の見出し中「定款変更」を「定款の変更」に改める。

第十二条を第十七条とする。

第十一条第一項中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）」並びに第五十二条第四項及び第五十四条第五項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第十六条とする。

第十条第一項中「第十四条」の下に「（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第三十五条第一項」を「、第三十五条第一項及び第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第十五条とする。

第九条第一項中「第十四条」の下に「（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十八条第一項及び第三十五条第一項」を「第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第十四条とする。

第八条中「第二十九条第二項及び第四十四条第三項」を「第三十条及び第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第十三条とする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の四条を加える。

（認定の申請）

第九条 特定非営利活動法人は、法第四十四条第一項の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立の年月日

二 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

三 その他参考となるべき事項

2 前項の規定は、法第五十一条第二項の有効期間の更新及び法第五十八条第一項の仮認定を受けようとする場合について準用する。

（役員報酬規程等の提出）

第十条 認定特定非営利活動法人は、法第五十五条第一項の規定による書類の提出を当該認定の有効期間内の日を含む毎事業年度終了の日の翌日から三月以内に行わなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、法第五十五条第二項の規定による書類（法第五十四条第三項の書類に限る。）の提出を行わなければならない。

3 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行うときは、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、法第五十五

条第二項の規定による書類（法第五十四条第四項の書類に限る。）の提出を行わなければならない。

4 前三項の規定は、法第六十二条において準用する法第五十五条の規定による仮認定特定非営利活動法人の書類の提出について準用する。

（役員報酬規程等の公開）

第十一条 法第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

（合併の認定申請）

第十二条 特定非営利活動法人は、法第六十三条第一項又は第二項の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 合併しようとする各特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

四 その他参考となるべき事項

第六条の見出し中「閲覧」を「公開」に改め、同条中「第二十九条第二項又は第四十四条第三項」を「第三十条」に改め、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同条を第七条とする。

第五条中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、同条を第六条とする。第四条の次に次の一条を加える。

（定款の変更の届出）

第五条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第六項の規定による届出をしようとするときは、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

第二条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十四号中「第九条第一項」を「第九条」に改め、同号口中「第十四条」の下に「（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号八中「又は第二十五条第六項」を「若しくは第二十五条第六項（これらの規定を同法第五十二条第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（同法第六

十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同号二中「第二十八条第一項」を「第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（同法第六十二条（同法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を同法第六十二条において準用する場合を含む。））」に改め、同号ホ中「第二十九条第一項」を「第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を同法第五十二条第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。））の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（同法第五十一条第五項、第六十二条（同法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同号リ中「第四十一条第一項」の下に「又は第六十四条第一項若しくは第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（埼玉県条例第六十号）（防犯・交通安全全課）

### 一 趣旨

自転車の安全な利用の促進に関し、施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するための条例の制定。

### 二 内容

県民、自転車利用者、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める。

### 三 施行期日

平成二十四年四月一日



## 条 例

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十号

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全な利用に関し、県、県民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者及び関係団体（交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用の促進に関する県の施策に協力する団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車の安全な利用の促進を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に関し、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第三条 県民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域社会等において自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第四条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他

の法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得及び自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（第十条第二項及び第十二条において「自転車損害保険等」という。）への加入に努めなければならない。

- 3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに反射材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。

- 4 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第十二条第三項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策に努めなければならない。

#### （事業者の責務）

- 第五条 事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

- 2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 3 事業者は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### （関係団体の責務）

- 第六条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する県民の理解と協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

#### （県民に対する自転車交通安全教育）

- 第七条 県は、県民に対し、自転車の安全な利用に関する交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行うものとする。

#### （児童及び生徒に対する自転車交通安全教育）

- 第八条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。）の設置者及び長は、その児童及び生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

- 2 児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(高齢者に対する自転車交通安全教育)

第九条 県は、高齢者に対し、高齢者の特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

(自動車等の運転免許を受けた者に対する自転車交通安全教育)

第十条 県は、自動車又は原動機付自転車の運転免許を受けた者に対し、道路交通法に基づき講習等を活用した自転車交通安全教育を行うものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第十一条 県は、自転車の安全な利用に関し、県民、自転車利用者及び事業者の理解と協力を得られるよう啓発活動及び広報活動を行うものとする。

2 県は、自転車利用者の自転車損害保険等への加入を促進するため、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(自転車小売業者による自転車の購入者に対する助言等)

第十二条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入者に対し、自転車に関する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車損害保険等への加入の必要性その他の自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び助言に努めなければならない。

(自転車安全利用指導員)

第十三条 知事は、自転車の安全な利用の促進に理解と熱意を有する者のうちから、自転車安全利用指導員を委嘱することができる。

2 自転車安全利用指導員は、次に掲げる活動を行う。

一 自転車交通安全教育

二 自転車の安全な利用に関する啓発活動及び広報活動

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全な利用の促進を図る活動

3 自転車安全利用指導員は、街頭において自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(自転車安全利用の日)

第十四条 県民の間に広く自転車の安全な利用についての関心と理解を深めるようにするため、自転車安全利用の日を設ける。

2 自転車安全利用の日は、毎月十日とする。

3 県は、自転車安全利用の日の趣旨にふさわしい啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(道路環境の整備)

第十五条 県は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十一号）（水環境課）

### 一 趣旨

民法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者の登録を拒否しなければならない要件（欠格要件）の適用範囲を改正する。

### 二 内容

申請者（法人の役員を含む。）の未成年後見人が法人の場合、その法人の役員を欠格要件の適用範囲に追加する。

### 三 施行期日

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日

## 条 例

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十一号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

#### 附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十二号）（水環境課）

### 一 趣旨

水質汚濁防止法施行規則の一部改正を踏まえた改正

### 二 内容

- (一) 特定事業場における排水の汚染状態の測定回数条例による規定
- (二) その他規定の整備

### 三 施行期日

平成二十四年四月一日（二）の一部は公布の日）

# 条 例

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第六十二号

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「及び第九章」を「、第九章及び別表第八」に改め、同条第二項中「排出口」の下に「（ばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。第二百二十六条第三項及び別表第八において同じ。）」を、「排水口」の下に「（排水を排出する場所をいう。第六十四条第一項において同じ。）」を加える。

第六十一条中「第三百十条第三号」の下に「及び別表第八」を加える。  
第六十九条を次のように改める。

（ばい煙量等の測定等）

第六十九条 別表第八の中欄に掲げる施設等からばい煙、気化した炭化水素類、有害大気汚染物質又は排水（以下この条において「ばい煙等」という。）を排出する者は、当該ばい煙等の量、濃度又は汚染状態について、規則（特定事業場にあつては、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号。以下こ

の条において「省令」という。）で定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる回数（特定事業場に係る回数は、省令第九条第二号の規定により、当該特定事業場の排水に係る排水基準（水質汚濁防止法第三条第一項の排水基準をいう。）に定められた事項のうち、省令様式第一別紙四により届け出たものについて条例で定める回数とする。）の測定又は算定をし、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第一百条第一項中「別表第八各号」を「別表第九各号」に改める。

別表第八を別表第九とし、別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八（第六十九条関係）

項	施設等	回数
一	ばい煙に係る指定施設 （ばい煙に係る指定施設において発生し、排出から大気中に排出	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数 一 硫酸酸化物の量 硫酸酸化物の量が温度が零度であつて圧力が一気圧の状態に換算



<p>される硫黄酸化物の量（以下この項において単に「硫黄酸化物の量」という。）又はばい煙に係る指定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくはばい煙に係る有害物質（第四十九条第一号八に掲げる物質をいう。以下この項において同じ。）の量（以下この項において「ばい煙濃度」という。）に係る規制基準が定められているものに限る。）</p>	<p>して毎時一〇立方メートル以上のばい煙に係る指定施設について、二月を超えない作業期間ごとに一回以上</p> <p>二 ばいじんに係るばい煙濃度 二月を超えない作業期間ごとに一回以上（ばい煙に係る指定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四〇、〇〇〇立方メートル未満のばい煙に係る指定施設にあつては、一年に二回以上）</p> <p>三 ばい煙に係る有害物質（ダイオキシソ類を除く。）に係るばい煙濃度 二月を超えない作業期間ごとに一回以上（ばい煙に係る指定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四〇、〇〇〇立方メートル未満のばい煙に係る指定施設にあつては、一年に二回以上）</p> <p>四 ばい煙に係る有害物質（ダイオキシソ類に限る。）に係るばい煙濃度 一年に一回以上</p>
<p>別表第二第二号の表六の項に掲げる使用施設</p>	<p>大気中に排出された気化した炭化水素類の量について、一年に一回以上</p>
<p>別表第五第一号に掲げる工場又は事業場</p>	<p>有害大気汚染物質の濃度について、六月を超えない作業期間ごとに一回以上</p>
<p>特定事業場</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数</p> <p>一 有害物質取扱工場（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第三条第二項第一号に掲げる工場をいう。次号において同じ。） 汚水等に係る有害物質（水質汚濁防止法第二条第二項第一号に規定する物質をいう。）にあつては一月に一回以上、その他の排出水の汚染状態（熱によるものを含む。）に係る項目にあつては次号イから八までに掲げる区分に応じ、それぞれ</p>

<p>五 汚水等に係る指定施設を設置している工場又は事業場</p>	
	<p>れ同号イから八までに定める回数</p> <p>二 有害物質取扱工場以外の工場又は事業場イから八までに掲げる区分に応じ、それぞれイから八までに定める回数</p> <p>イ 一日当たりの平均的な排出水の量が</p> <p>一、〇〇〇立方メートル以上の工場又は事業場 一月に一回以上</p> <p>ロ 一日当たりの平均的な排出水の量が三〇〇立方メートル以上一、〇〇〇立方メートル未満の工場又は事業場 二月に一回以上</p> <p>ハ 一日当たりの平均的な排出水の量が一〇立方メートル以上三〇〇立方メートル未満の工場又は事業場 三月に一回以上</p> <p>当該工場又は事業場の排水に係る規制基準に定められた事項のうち、規則で定めるものについて、前項の下欄第二号イから八までに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イから八までに定める回数</p>

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 ( 埼玉県生活環境保全条例の一部改正 )  
埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例(平成二十三年埼玉県条例第十五号)の一部を次のように改正する。  
  - 第三百三十条の改正規定中「同条第一号又は第四号に掲げる施設等」に限り、「ダイオキシン類に係るものを除く」を「別表第八の一の項の中欄に掲げる施設(ダイオキシン類に係るものを除く。 ) 及び同表五の項の中欄に掲げる工場又は事業場に限定する」に改める。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十三号）（資源循環推進課）

### 一 趣旨

埼玉県環境整備センターにおける産業廃棄物及び残土の処分についての手数料の額を改定するための条例の改正

### 二 内容

手数料の額の改定

（例）

燃え殻 二、一〇〇円（百キログラムにつき）

廃プラスチック類、金属くず 二、〇〇〇円（百キログラムにつき）

再生資源を分離後の物 一、九〇〇円（百キログラムにつき）

### 三 施行期日

平成二十四年四月一日

## 条 例

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十三号

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「一、八〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表二の項中「一、六〇〇円」を「一、九〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十四号）（国保医療課）

### 一 趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金の処分に係る特例を定めるため、本条例の一部改正を行う。

### 二 内容

#### （一） 処分の特例の追加

当分の間、埼玉県後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用の財源に充てるため、基金の一部を処分することができることとする処分の特例を追加する。

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十四号

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十七年法律第八十号」の下に「。第六条及び附則第二項において「法」という。」を加える。

第六条中「高齢者の医療の確保に関する法律」を「法」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 基金は、当分の間、第六条の規定にかかわらず、法附則第十四条の二に規定する事業に必要な費用の財源に充てるため、その一部を処分することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十五号）（田園都市づくり課）

### 一 趣旨

民法等の一部を改正する法律附則による屋外広告物法の一部改正に伴い、屋外広告物条例の一部を改正することとした。

### 二 内容

屋外広告業登録において、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者がその法定代理人に法人を選任した場合の規定を改正することとした。

(一) 屋外広告業登録申請書の記載事項に、法定代理人である法人の名称及び住所並びにその役員の氏名を加える。

(二) 法定代理人である法人の役員に欠格要件に該当する者がいないことを求める。

### 三 施行期日

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日から施行することとした。

## 条 例

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十五号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びにその役員の氏名）」を加える。

第二十三条の四第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

#### 附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日から施行する。



# 規則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第六十九号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十四条中「普通選手番号二連勝複式勝者投票法」を「枠番号二連勝複式勝者投票法」に改める。

別表第二中

六	五	四	三	二	一	選手番号 ユニフォーム及 びヘルメット覆 いの色	出走すべき選手が六人 であるとき
緑	黄	青	赤	黒	白		

を

六	五	四	三	二	一	選手番号 ユニフォーム及 びヘルメット覆 いの色	出走すべき選手が六人 であるとき	出走 であ
緑	黄	青	赤	黒	白			
	五	四	三	二	一	選手番号		

すべき選手が五人  
るとき

ユニフォーム及  
びヘルメット覆  
いの色

この規則は、平成二十四年一月八日から施行する。

附 則

黄	青	赤	黒	白
---	---	---	---	---

に改める。

## 規 則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年埼玉県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(第一面)中 「(法定代理人  
住所 氏名  
氏名(法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名) )」を 「(法定代理人  
住所 氏名  
氏名(法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名) )」に改め、同様式(第一面)の注意を次のように改める。

注意 申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、法定代理人も記名押印すること。

なお、法定代理人が複数あり、書ききれない場合は、余白に記名押印すること。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

氏名（法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名） ㊟

（ 法定代理人  
氏名（法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名） ㊟ ）

申請者及び法定代理人（これらの者が法人である場合にあつては、その役員を含む。）  
は、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第5条第1項第1号から第6号までに該当し  
ない者であることを誓約します。

添付書類

申請者又は法定代理人が法人である場合は、その役員の名簿  
注意 法定代理人が複数あり、書ききれない場合は、余白に記名押印すること。

様式第六号から様式第八号までの規定中「~~様式~~」を「~~様式~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十一号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「及びその結果の記録」を「並びにその結果の記録及び保存」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 条例別表第八の一の項の中欄に掲げる施設にあつては、次に定めるところにより、硫黄酸化物の量又はばい煙濃度の測定並びにその結果の記録及び保存を行うものとする。

イ 硫黄酸化物の量の測定は、別表第四第一号口の付表の備考に掲げる測定方法により行うこと。

ロ ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第四第二号口の表の備考に掲げる測定方法により行うこと。

ハ ばい煙に係る有害物質（ダイオキシン類を除く。）に係るばい煙濃度の測定は、別表第四第三号口の表の備考に掲げる測定方法により行うこと。

ニ ばい煙に係る有害物質（ダイオキシン類に限る。）に係るばい煙濃度の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第二条第一項第一号又は第四号に掲げる測定方法により行うこと。

ホ 測定の結果は、様式第二十一号の記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第一百条の二第一項の証明書の交付を受けた場合は、当該証明書の記載をもって、様式第二十一号による記録表の記録に代えることができる。

第四十九条第二号中「第六十九条第二号」を「別表第八の二の項の中欄」に、「及びその結果の記録」を「並びにその結果の記録及び保存」に改め、同号イ中「毎年」を削り、同条第三号中「第六十九条第三号に掲げる条例別表第五第一号」を「別表第八の三の項の中欄」に、「及びその結果の記録」を「並びにその結果の記録及

び保存」に改め、同号イ中「、六月を超えない作業期間ごとに一回以上」を削り、同条第四号を次のように改める。

四 条例別表第八の五の項の中欄に掲げる工場又は事業場にあつては、次に定めるところにより、排水の汚染状態の測定並びにその結果の記録及び保存を行うものとする。

イ 測定は、当該工場又は事業場の排水に係る規制基準に定められた事項のうち、様式第十一号別紙四により届け出たものについて、当該規制基準の検定方法により行うこと。

ロ 測定のための試料は、測定しようとする排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

ハ 測定の結果は、様式第二十四号の記録表により記録すること。ただし、計量法第七条の登録を受けた者から様式第二十四号の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百条の二第一項の証明書（同法第七十条ただし書に規定する者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）の交付を受けた場合にあつては、当該事項の様式第二十四号の記録表への記載を省略することができる。

ニ ハの規定による測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は八ただし書に規定する証明書とともに三年間保存すること。

第四十九条第五号を削る。

第五十一条中「別表第二十一」を「別表第二十」に改める。

第五十二条第一項第二十三号中「別表第二十一第二号」を「別表第二十第二号」に改め、同項第二十四号中「別表第二十一第五号」を「別表第二十第五号」に改め、同項第二十五号中「別表第二十一第十八号」を「別表第二十第十八号」に改め、同項第二十六号中「別表第二十一第三十六号」を「別表第二十第三十六号」に改める。

第五十三条第一項中「別表第二十一」を「別表第二十」に改める。

第六十四条中「別表第二十二の中欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 土壌溶出量（土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいう。）にあつては、別表第二十一の中欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、同表の下欄に掲げる基準値

二 土壌含有量（土壌に含まれる特定有害物質の量をいう。）にあつては、別表第二十二の中欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、同表の下欄に掲げる基準値

第九十一条第一号二及びト中「ばい煙量」を「硫黄酸化物の量」に改める。

別表第四第一号イ中「（指定ばい煙発生施設において発生するばい煙を大氣中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下別表第四において同じ。）」を削る。

別表第八第一号中「、別表第九及び別表第二十」を「及び別表第九」に改め、同表第二号の表三の項中「パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN」を「ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）」に改め、同表一五の項中「ーリットルにつき〇・ニミリグラム」を「ーリットルにつき一ミリグラム」に改め、同表二〇の項中「チウラム」を「テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）」に改め、同表二一の項中「シマジン」を「ニクロロ 四・六 ビス（エチルアミノ） s トリアジン（別名シマジン）」に改め、同表二二の項中「チオベンカルブ」を「S 四 クロロベンジル $\parallel$ N・N ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）」に改め、同表の備考一中「規定する」を「掲げる」に改め、同表の備考二中「（排水を排出する場所をいう。以下別表第九及び別表第十において同じ。）」を削る。

別表第九第一号中「及び別表第二十」を削る。

別表第十五第一号中「川越市、熊谷市、」及び「、草加市」を削り、同号口中「、川越市大字的場、熊谷市三ヶ尻」を削り、同号八中「境界線」の下に「（狭山市にあつては川越市との境界線、八潮市にあつては草加市との境界線を含む。）」を加える。

別表第十六第一号中「川越市、熊谷市、」及び「、草加市」を削る。

別表第二十を削り、別表第二十一を別表第二十とする。

別表第二十二の表以外の部分中「土壌の汚染」を「土壌溶出量」に改め、同表二の項中「検液中に」の下に「シアンが」を加え、同表三の項中「パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN」を「ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）」に改め、同表七の項中「アルキル水銀その他の水銀化合物」を「その化合物」に改め、「検液ーリットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム」の下に「以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。」を加え、同表中八の項を削り、九の項を八の項とし、一〇の項から一九の項までを一項ずつ繰り上げ、



同表二〇の項中「チウラム」を「テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）」に改め、同項を同表一九の項とし、同表二一の項中「シマジン」を「ニコロロ 四・六 ビス（エチルアミノ） s トリアジン（別名シマジン）」に改め、同項を同表二〇の項とし、同表二二の項中「チオベンカルブ」を「S 四 クロロベンジル=N・N ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）」に改め、同項を同表二一の項とし、同表中二三の項を二二の項とし、二四の項から二六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の備考を次のように改める。

備考 この表の下欄に掲げる値に係る測定方法は、平成十五年環境省告示第十八号（土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件）によるものとする。  
 この場合において、同表の下欄に掲げる「検液中に検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第二十二を別表第二十一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二十二（第六十四条関係）

土壤含有量に係る基準

項	特定有害物質の種類	基準値
一	カドミウム及びその化合物	土壤一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム
二	シアン化合物	土壤一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム
三	鉛及びその化合物	土壤一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム
四	六価クロム化合物	土壤一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム
五	砒素 <sup>ひ</sup> 及びその化合物	土壤一キログラムにつき砒素 <sup>ひ</sup> 百五十ミリグラム
六	水銀及びその化合物	土壤一キログラムにつき水銀十五ミリグラム
七	セレン及びその化合物	土壤一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム

八	ほう素及びその化合物	土壌一キログラムにつきほう素四千ミリグラム
九	ふっ素及びその化合物	土壌一キログラムにつきふっ素四千ミリグラム
<p>備考 この表の下欄に掲げる値に係る測定方法は、平成十五年環境省告示第十九号（土壌含有量調査に係る測定方法を定める件）によるものとする。</p>		

別表第二十三の三の項中「パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN」を「ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）」に改め、同表一五の項中「一リットルにつき〇・〇二ミリグラム」を「一リットルにつき〇・一ミリグラム」に改め、同表二〇の項中「チウラム」を「テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）」に改め、同表二一の項中「シマジン」を「ニクロロ 四・六 ビス（エチルアミノ） s トリアジン（別名シマジン）」に改め、同表二二の項中「チオベンカルブ」を「S 四 クロロベンジル N・N ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）」に改める。

様式第二十一号を次のように改める。

ばい煙量等測定記録表

指定ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間 ～終了時間)	測定方法	測定結果	備考
硫黄酸化物	排出ガス量(湿り)	(Nm <sup>3</sup> /h)				
	排出ガス量(乾き)	(Nm <sup>3</sup> /h)				
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)				
	硫黄酸化物の量	(Nm <sup>3</sup> /h)				
ばいじん	C s	(g/Nm <sup>3</sup> )		/		
	C	(g/Nm <sup>3</sup> )				
	酸素濃度	(%)				
カドミウム及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )				
塩化水素	C s	(mg/Nm <sup>3</sup> )		/		
	C	(mg/Nm <sup>3</sup> )				
	酸素濃度	(%)				
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素		(mg/Nm <sup>3</sup> )				
鉛及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )				
ダイオキシン類	排出ガス中の量	(ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )				
	酸素濃度	(%)				

- 備考 1 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第 1 の備考第 2 号に掲げる方法で行う場合は、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 2 「ばいじん」及び「塩化水素」の「C s」の欄にはそれぞれ埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第 4 第 2 号口の表及び第 3 号口の表の備考に掲げる C s として表示された数値を、「ばいじん」及び「塩化水素」の「C」の欄にはそれぞれ同規則別表第 4 第 2 号口の表及び第 3 号口の表の備考に掲げる式により算出されたばいじん及び塩化水素の量として表示された数値を記載すること。ただし、廃棄物焼却炉以外の指定ばい煙発生施設に係るばいじんに係るばい煙濃度の測定の結果は、「ばいじん」の「C s」の欄に記載すること。
- 3 「ばいじん」、「塩化水素」及び「ダイオキシン類」の「酸素濃度」の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガス中の酸素の濃度を記載すること。
- 4 規格 K 2 3 0 1、規格 K 2 5 4 1 1 から 2 5 4 1 7 まで若しくは規格 M 8 8 1 3 に定める方法により硫黄酸化物に係る指定ばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合は、「硫黄酸化物」の備考欄に当該硫黄含有率を重量比 % 又は容量比 % の別を明らかにし記載すること。
- 5 「ダイオキシン類」の「排出ガス中の量」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号により測定した場合は測定されたダイオキシン類の量を同令第 3 条第 1 項に定めるところにより 2, 3, 7, 8 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性に換算した量を、同令第 2 条第 1 項第 4 号により測定した場合は測定されたダイオキシン類の量を同令第 3 条第 2 項に定めるところにより 2, 3, 7, 8 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性に換算した量を記載すること。

## 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第八第二号の表一五の項及び別表第二十三の一五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 規則

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則七 九三九

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年埼玉県条例第五十七号)による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第五号。以下「改正後の条例」という。)附則第二十七項から第二十九項までの規定による東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第二条 改正後の条例附則第二十七項の委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が地方公共団体の長に対して行った指示(以下「本部長指示」という。)により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち埼玉県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるものにおいて行う業務
- 二 本部長指示により、居住者等が避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う業務

(支給額)

第三条 改正後の条例附則第二十七項の委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一号の業務のうち屋外において行うもの 一万円(心身に著しい負担を与える人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

- 二 前条第一号の業務のうち屋内において行うもの 二千元
- 三 前条第二号の業務のうち屋外において行うもの 五千元
- 四 前条第二号の業務のうち屋内において行うもの 千円

2 同一の日において、前項各号に掲げる業務のうち二以上の業務に従事した場合においては、当該二以上の業務に係る手当の額が最も高いもの以外の手当は支給しない。

(手当額の特例に係る業務等)

第四条 改正後の条例附則第二十八項の委員会規則で定める業務は、前条第一項第一号又は第三号に掲げる業務とする。

2 改正後の条例附則第二十八項の業務(委員会規則で定める業務に限る。)に従事した時間には、前条第二項の規定により支給されないこととなる手当に係る業務に従事した時間を含むものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

(警察業務手当の特例)

2 警察職員が東日本大震災に対処するため、職員の特殊勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七 七二四)第十四条第三項各号の業務に引き続き五日以上従事した場合においては、当該業務は、改正後の条例第二十二條第二項第十三号に規定する委員会規則で定めるものに該当する業務とみなす。

## 告 示

埼玉県告示第千五百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ヘルパーステーションコアラ
- 三 代表者の氏名  
羽鳥 良江
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県東松山市松葉町三丁目十五番四十三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児（者）・高齢者・精神障害者に対し、居宅介護事業を行い、地域福祉推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人小手指まちづくり事業団
- 三 代表者の氏名  
宇佐美 保政
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市小手指町一丁目二十六番八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、小手指地域の商店街・地域コミュニティ等に対し活性化支援事業を行い、小手指地域のまちづくりに寄与することを目的とする。



# 告示

埼玉県告示第千五百二十九号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 リットル	11A050161	一	農業	平成二十三年七月一五日 }
一〇〇 リットル	11G059358	一	農業	平成二十三年七月一五日 }
二 〇リットル	11H019419 }	六	農業	平成二十三年七月一五日 }
	11H019424		農業	平成二十四年三月三十一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県行田市藤原町一丁目八 五  
キムラ石油(株)ユーライト藤原

免税証を交付した事務所

埼玉県春日部県税事務所

亡失年月日

平成二十三年八月二日

## 告 示

埼玉県告示第千五百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人URAWA FESTIVAL FRINGE

三 代表者の氏名

山 崎 利 彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区東仲町二十六番二十六号二階

五 定款に記載された目的

この法人は、浦和地域において演劇等の芸術文化に関する事業を行い、「文教都市浦和」にふさわしい芸術文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千五百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいたまミツバチプロジェクト

三 代表者の氏名

都 野 雄 二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目四百二十七番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、環境問題に関心のある市民を対象として、ミツバチの飼育並びにハチミツの生産及び活用を通じて生態系を中心としたさいたまの環境保全を図るとともに、養蜂の普及啓発に関する活動を行い、環境保全に対する意識の向上と環境に配慮した街づくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第十五百三十二号

熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開設者	所在地	指定年月日
新狭山セントラルクリニック	相 良 勇 三	狭 山 市 新 狭 山 2 - 2 - 1	平成 23 年 12 月 6 日
医療法人社団紡想舎 杉浦小児科	医 療 法 人 社 団 紡 想 舎	三 郷 市 谷 中 2 6 8 エムズタウン三郷中央 2 階	平成 23 年 11 月 1 日
かみぐちクリニック	小 林 督 志	三 郷 市 上 口 1 - 2 - 3	平成 23 年 12 月 1 日
かとうぎ眼科	加 藤 木 寛 和	三 郷 市 高 州 1 - 1 8 1 - 2	平成 23 年 12 月 1 日
医療法人社団萌優会 ふじクリニック	医 療 法 人 社 団 萌 優 会	春日部市中央 1 - 1 4 - 1 8 第 6 熊谷ビル 1 階	平成 23 年 11 月 1 日
医療法人社団豊春会 とよはる耳鼻咽喉科	医 療 法 人 社 団 豊 春 会	春日部市上蛭田 6 4 9 ウエルシア 2 階	平成 23 年 11 月 1 日
八代耳鼻咽喉科	八 代 利 伸	川 口 市 西 川 口 2 - 2 - 9	平成 23 年 11 月 1 日
医療法人誠翔会 八潮整形外科内科	医 療 法 人 誠 翔 会	八 潮 市 南 後 谷 8 6 5	平成 23 年 11 月 1 日
医療法人互生会 西越谷クリニック	医 療 法 人 互 生 会	越 谷 市 谷 中 町 4 - 2 9 3 - 1	平成 23 年 12 月 1 日
深谷耳鼻咽喉科クリニック	深 谷 和 正	東 松 山 市 石 橋 1 8 1 6 - 9	平成 23 年 11 月 1 日
幹クリニック	本 戸 幹 人	上 尾 市 西 門 前 1 0 4	平成 23 年 11 月 1 日
医療法人社団翡翠会 上平内科クリニック	医 療 法 人 社 団 翡 翠 会	上 尾 市 春 日 2 - 2 4 - 1	平成 23 年 11 月 1 日
医療法人社団仁悠会 なかの小児科クリニック	医 療 法 人 社 団 仁 悠 会	ふじみ野市上福岡 6 - 4 - 5 メディカルセンター上福岡 1 階 A	平成 23 年 11 月 1 日
土屋 医 院	土 屋 崇	飯 能 市 原 市 場 5 6 6 - 1	平成 23 年 1 月 10 日
医療法人社団鶴聖会 南越谷ツルヤ歯科医院	医 療 法 人 社 団 鶴 聖 会	越 谷 市 南 越 谷 1 - 2 7 - 5 - 1 0 5	平成 23 年 11 月 1 日

幸手ひがし歯科クリニック	医療法人幸手ひがし歯科クリニック	幸手市東4-8-2	平成23年11月1日
うけがわ歯科	医療法人デンタルアドバンス	川口市川口4-11-8 大野ビル1F	平成23年11月1日
うけがわ歯科元郷	医療法人デンタルアドバンス	川口市元郷6-11-11 うけがわビル1F	平成23年11月1日
杉井歯科医院	杉井克章	川口市西青木3-8-32	平成23年11月1日
キースデンタルクリニック	菊池卓弥	川口市榛松1-3-32 学研ココファン川口榛松1F	平成23年11月1日
K・Y歯科医院	栗山聡	日高市高萩1-7-13-11	平成17年12月12日
アリス歯科クリニック	鈴木崇之	南埼玉郡白岡町新白岡1-1-1	平成23年11月1日
ポピュラー薬局	株式会社パル・オネスト	蕨市中央3-1-5-24	平成23年11月1日
あおい調剤薬局 新狭山北店	あおい調剤薬局株式会社	狭山市新狭山2-2-1	平成23年12月1日
ひまわり薬局	株式会社NARSコーポレーション	所沢市狭山ヶ丘1-3009-15	平成23年12月1日
飛鳥薬局 春日部店	株式会社飛鳥薬局	春日部市中央1-57-14 (有)錦栄建設中央ビル1階	平成23年12月1日
フロンティア薬局 春日部薬局	株式会社フロンティアファーマシー	春日部市新宿新田279-1	平成23年11月1日
さくら薬局 上戸田店	クラフト株式会社	戸田市上戸田18-2 ベルシオンTAK 101号	平成23年9月1日
ニコニコ薬局	株式会社くるみ	越谷市赤山町1-198-1	平成23年12月1日
イオン薬局 武蔵狭山店	イオンリテール株式会社	狭山市入間川3-31-5	平成23年11月1日
アーデ薬局	LIBERTAS株式会社	ふじみ野市ふじみ野4-8-11	平成23年12月1日
すみれ訪問看護ステーション	株式会社 看護介護のハッピー日高	日高市下鹿山527 コマガワプラザ1階5号室	平成23年8月1日

あさひヶ丘訪問看護ステーション	医療法人 積仁会	日高市森戸新田 9 9 - 1	平成 22 年 2 月 2 日
メリッサ訪問看護ステーション	田 原 清	入間市南峯 3 3 7 - 1 グレースハウス A - 2 0 2	平成 23 年 10 月 1 日

## 二 指定施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
堀 恭 敏		医療法人社団埼玉忠禎会愛クリニック	さいたま市見沼区春岡 1 - 1 7 - 3 0	平成 23 年 8 月 2 日
降 矢 公 司		降 矢 整 骨 院	狭 山 市 東 三 ツ 木 7 - 6	平成 23 年 11 月 21 日
飯 島 寛 満		日高市たにあい整骨院	日高市高萩 6 4 3 - 1 ボナール松本 1 F	平成 23 年 11 月 1 日
市 川 崇 之		ほんごう接骨院	さいたま市見沼区東大宮 4 - 2 3 - 1 - 1 0 6 号	平成 23 年 12 月 7 日
石 橋 光 年		ふれあい整骨院	三 郷 市 彦 成 2 - 9 6 - 2	平成 23 年 11 月 1 日
大 野 敏 明		つ た え 接 骨 院	久喜市菖蒲町菖蒲 1 9 1 - 1 9	平成 23 年 9 月 30 日
墨 光 明		あい鍼灸接骨院	練馬区田柄 5 - 2 2 - 1 8 - 1 0 3	平成 23 年 11 月 10 日
中 島 步		へ い わ 整 骨 院	川口市西川口 1 - 2 3 - 1 - 1 F	平成 23 年 5 月 1 日
田 熊 洋 一 郎		横浜戸部駅前整骨院	横浜市西区戸部本町 4 7 - 5 クレール戸部 1 F	平成 23 年 11 月 17 日
高 橋 尚 久		なかよし接骨院	上尾市愛宕 3 - 1 - 5 3 1 F	平成 23 年 10 月 25 日
森 下 徹 朗		キューポラ接骨院	川 口 市 栄 町 3 - 1 0 - 9	平成 23 年 7 月 1 日
墨 光 明		あい鍼灸接骨院	練馬区田柄 5 - 2 2 - 1 8 - 1 0 3	平成 23 年 11 月 10 日



山 舘 博 行		山 舘 治 療 院	久喜市久喜東2 - 3 5 - 5 M&Mビル2 F	平成 23 年 11 月 1 日
茂 木 由 美		茂 木 由 美	坂戸市本町2 - 1 3 グランステージ坂戸6 0 4	平成 23 年 12 月 1 日
小 島 一 元		のぞみ鍼灸整骨院	川口市安行領根岸1 1 9 7 - 8	平成 23 年 9 月 15 日

## 告 示

埼玉県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団敬寿会 わらび北町病院	名称	浅野病院	わらび北町病院
青空クリニック	名称	青海眼科	青空クリニック
三平薬局 深谷店	名称	みどり薬局	三平薬局 深谷店

二 指定施術者

名称	変更事項	変更前	変更後
関根整骨院	住所	北本市本宿 2-102-1 メゾン本宿 201	北本市荒井 3-319-3

## 告 示

埼玉県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
う け が わ 歯 科	川 口 市 川 口 4 - 1 1 - 8	平成 23 年 10 月 31 日
いいのドラッグ越谷登戸薬局	越 谷 市 登 戸 町 3 2 - 3 0	平成 23 年 12 月 9 日
幸手ひがし歯科クリニック	幸 手 市 東 4 - 8 - 2	平成 23 年 10 月 31 日
とよはる耳鼻咽喉科	春日部市上蛭田 6 4 9 ( 2 階 )	平成 23 年 10 月 31 日
お お ば ク リ ニ ッ ク	越 谷 市 北 越 谷 2 - 3 2 - 1	平成 23 年 11 月 30 日
う け が わ 歯 科 元 郷	川口市元郷 6 - 1 1 - 1 1 うけがわビル 1 F	平成 23 年 10 月 31 日
上 平 内 科 ク リ ニ ッ ク	上 尾 市 春 日 2 - 2 4 - 1	平成 23 年 11 月 1 日
八 潮 整 形 外 科 内 科	八 潮 市 南 後 谷 8 6 5	平成 23 年 10 月 31 日
あ さ が お 歯 科 戸 田 歯 科 室	戸田市本町 1 - 3 - 3 ライオンズマンション戸田公園 2 0 1	平成 23 年 11 月 30 日
杉 浦 小 児 科	三郷市谷中 2 6 8 エムズタウン三郷中央 2 F	平成 23 年 10 月 31 日
ふ じ ク リ ニ ッ ク	春日部市中央 1 - 1 4 - 1 8 第 6 熊谷ビル 1 階	平成 23 年 10 月 31 日
南 越 谷 ツ ル ヤ 歯 科 医 院	越谷市南越谷 1 - 2 7 - 5 ラフォーレドール 1 0 5	平成 23 年 10 月 31 日
ヤ ッ ク ス 春 日 部 薬 局	春日部市新宿新田 2 7 9 - 1	平成 23 年 10 月 31 日
ニ コ ニ コ 薬 局	越 谷 市 赤 山 町 1 - 1 9 8 - 1	平成 23 年 11 月 30 日
八 代 耳 鼻 咽 喉 科	川口市西川口 2 - 2 - 1 新堀ビル 1 0 2	平成 23 年 10 月 31 日
杉 井 歯 科 医 院	川 口 市 西 青 木 4 - 3 - 9	平成 23 年 10 月 31 日

アリス歯科クリニック	南埼玉郡白岡町高岩 6 8 0 - 1 0 7	平成 23 年 10 月 31 日
土屋医院	飯能市原市場 5 6 6 - 1	平成 23 年 12 月 20 日
K・Y 歯科医院	日高市高萩 1 7 1 3 - 7	平成 17 年 12 月 11 日
清水歯科医院	日高市高萩 6 2 4 - 8	平成 23 年 11 月 8 日
なごみ訪問看護ステーション	入間市新久 5 8 5 - 1	平成 23 年 10 月 31 日

## 二 指定施術者

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
伊藤 和紀		共栄接骨院的場院	川越市的場 1 2 3 0 - 1 - 1 0 3	平成 23 年 12 月 5 日

## 告 示

埼玉県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	休止年月日
アイ歯科クリニック	所沢市西所沢1-26-1 SAI西所沢1階102号室	平成23年12月1日



## 告 示

埼玉県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム柿木園	草 加 市 柿 木 町 1 8 1	社 会 福 祉 法 人 青 樹 会	短 期 入 所 生 活 介 護	平 成 23 年 11 月 1 日
こうのすケアセンターそよ風	鴻 巣 市 天 神 4 - 3 2 - 1	株 式 会 社 ユ ニ マ ッ ト そ よ 風	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平 成 23 年 12 月 1 日
ヘルパーステーション みんなの介護	所 沢 市 山 口 2 7 8 3 - 9	有 限 会 社 み ん な の 介 護	介 護 予 防 訪 問 介 護	平 成 18 年 4 月 1 日
特定非営利活動法人アクア福祉の森	深 谷 市 上 柴 町 西 7 - 4 - 1 3	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ア ク ア 福 祉 の 森	介 護 予 防 訪 問 看 護	平 成 23 年 12 月 1 日
所沢西ケアセンターそよ風	所 沢 市 三 ヶ 島 4 - 2 1 3 8 - 1	株 式 会 社 メ デ カ ジ ャ パ ン	短 期 入 所 生 活 介 護	平 成 23 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	平 成 23 年 3 月 1 日
ごらく 蕨の里 デイサービスセンター	蕨 市 中 央 3 - 2 2 - 2 0	株 式 会 社 家 集 介 護	通 所 介 護	平 成 23 年 12 月 1 日
メリッサ訪問看護ステーション	入 間 市 南 峯 3 3 7 - 1	株 式 会 社 メ リ ッ サ	訪 問 看 護	平 成 23 年 10 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	平 成 23 年 10 月 1 日
			訪 問 介 護	平 成 23 年 10 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	平 成 23 年 10 月 1 日
メリッサヘルパーステーション			訪 問 介 護	平 成 23 年 10 月 1 日
メリッサ居宅介護支援事業所			居 宅 介 護 支 援	平 成 23 年 10 月 1 日
デイサービスぱる蕨	蕨 市 錦 町 2 - 1 0 - 4	社 会 福 祉 法 人 ぱ る	通 所 介 護	平 成 23 年 9 月 1 日
スマイル薬局	富 士 見 市 鶴 瀬 西 2 - 4 - 1 4	株 式 会 社 パ ル ・ オ ネ ス ト	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 12 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 12 月 1 日
リハビリデイサービス ひだまり	越 谷 市 大 澤 3 2 1 2 - 1	有 限 会 社 メ デ ィ カ ル プ レ イ ン	通 所 介 護	平 成 23 年 11 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平 成 23 年 11 月 1 日

みどり薬局	上尾市須ヶ谷 3 - 3 9 - 2	株式会社 アイアイファーマシー	居宅療養管理指導	平成 23 年 12 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 23 年 12 月 1 日
戸田公園駅前デイサービス はればれ	戸田市本町 4 - 1 7 - 2 8 W I N ビル 2 0 1 号室	株式会社 R I C O ・ R I C O	介護予防通所介護	平成 23 年 12 月 1 日
公設宮代福祉医療センター診療所六花	南埼玉郡宮代町須賀 1 7 7	宮 代 町	訪問リハビリテーション	平成 23 年 10 月 1 日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成 23 年 10 月 1 日
デイサービスセンター ふくろうの杜	北足立郡伊奈町小室 1 0 3 0 4 - 8	有限会社 ケア・パートナー	通所介護	平成 23 年 12 月 15 日
			介護予防通所介護	平成 23 年 12 月 15 日
たんぽぽ薬局鷲宮店	久喜市桜田 3 - 9 - 1 1	株式会社 エム・トゥ・エム・コーポレーション	居宅療養管理指導	平成 23 年 8 月 17 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 23 年 8 月 17 日
おおはし薬局 本町店	鴻巣市本町 2 - 1 - 8	有限会社 晩鐘堂	居宅療養管理指導	平成 23 年 10 月 14 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 23 年 10 月 14 日
万葉の郷 短期入所生活介護事業所	加須市新川通 1 0 5 - 1	社会福祉法人 敬愛会	短期入所生活介護	平成 23 年 7 月 1 日
			介護予防短期入所生活介護	平成 23 年 7 月 1 日
居宅介護支援事業所シルバーホクソン安行	川口市安行藤 八 5 0 1	株式会社シルバーホクソン	居宅介護支援	平成 23 年 11 月 1 日
グループホーム はとがやの杜	川口市桜町 5 - 5 - 2 8	株式会社 千雅	認知症対応型共同生活介護	平成 23 年 12 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 23 年 12 月 1 日
居宅介護支援事業所 やまぶき	川口市末広 3 - 8 - 1 7	株式会社 やまぶき	居宅介護支援	平成 23 年 12 月 1 日
デイサービスゆうちゃん家 2	川口市安行原 1 2 7 1 - 1 0	有限会社 由祐	通所介護	平成 23 年 11 月 1 日

			介護予防通所介護	平成23年11月1日
医療法人 かめだ歯科医院	川口市川口4-28-1タケヤハイツ錦町101	医療法人 かめだ歯科医院	居宅療養管理指導	平成23年8月19日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年8月19日
キースデンタルクリニック	川口市榛松1-3-32	菊池 卓 弥	居宅療養管理指導	平成23年11月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年11月1日
ヘルパーステーションしょうのもり	深谷市岡336-1	株式会社グレイスコート	訪問介護	平成23年12月1日
			介護予防訪問介護	平成23年12月1日
止揚の杜デイサービスセンター	深谷市岡336-1	株式会社グレイスコート	通所介護	平成23年12月1日
			介護予防通所介護	平成23年12月1日
アクア居宅介護支援	深谷市上柴町西7-4-13	特定非営利活動法人アクア福祉の森	居宅介護支援	平成23年12月1日
グループホーム かおる	坂戸市上吉田260-24	有限会社かおる	認知症対応型共同生活介護	平成23年12月1日
アースサポート久喜	久喜市久喜東2-17-22	アースサポート株式会社	訪問介護	平成23年11月1日
			介護予防訪問介護	平成23年11月1日
絆ケアサポート	上尾市緑丘3-2-26あげおグリーンハイツC棟105号室	株式会社絆	訪問介護	平成23年12月1日
			介護予防訪問介護	平成23年12月1日
かすが薬局	上尾市春日2-24-1	株式会社 アイアイファーマシー	居宅療養管理指導	平成23年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年12月1日
アデ薬局	ふじみ野市ふじみ野4-8-11	LIBERTAS株式会社	居宅療養管理指導	平成23年12月1日

			介護予防居宅療養管理指導	平成23年12月1日
居宅介護支援事業所 つぼみ	新座市野火止4-1-23込戸ビル2階	株式会社 つぼみ	居宅介護支援	平成23年12月1日
居宅介護支援事業所 スピカ	新座市片山1-3-8	株式会社 未栞	居宅介護支援	平成23年12月1日
あおい調剤薬局新座駅前店	新座市野火止5-1-39	あおい調剤薬局株式会社	居宅療養管理指導	平成23年11月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年11月1日
訪問介護サービス彩優	大里郡寄居町西ノ入476-1	有限会社 彩優	訪問介護	平成23年11月1日
			介護予防訪問介護	平成23年11月1日
コスモ薬局 みずほ台店	人間郡三芳町みよし台6-14ヴィラNS 1号室	株式会社 コスモ調剤薬局	居宅療養管理指導	平成23年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年12月1日
グループホーム わらび苑	秩父郡小鹿野町長留3073	有限会社 彩の里	認知症対応型共同生活介護	平成23年8月25日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年8月25日
さん た も	新座市野火止8-12-30武蔵野北スカイハイツ2号棟店舗5	有限会社 ガスコン	通所介護	平成23年11月1日
			介護予防通所介護	平成23年11月1日
花 椿	鶴ヶ島市高倉1041-2	株式会社 介護サービス鶴ヶ島	通所介護	平成23年11月8日
			介護予防通所介護	平成23年11月8日
ふるさとホーム鶴ヶ島	鶴ヶ島市脚折1441-12	株式会社 ヴァティエ	特定施設入居者生活介護	平成23年11月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	平成23年11月1日
デイサービス やまなみ	秩父市中村町2-4-9	特定非営利活動法人 みやび	通所介護	平成23年11月7日

			介護予防通所介護	平成23年11月7日
あおい調剤薬局武蔵藤沢店	入間市下藤沢260-5	あおい調剤薬局株式会社	居宅療養管理指導	平成23年11月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年11月1日
あおい調剤薬局入間東町店	入間市東町1-12-12	あおい調剤薬局株式会社	居宅療養管理指導	平成23年11月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年11月1日
ポピー薬局	蕨市中央3-15-24	株式会社 パル・オネスト	居宅療養管理指導	平成23年11月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年11月1日
吉川リハビリセンター	吉川市道庭1-4-12	株式会社レーベンコミュニティ	通所介護	平成23年11月1日
			介護予防通所介護	平成23年11月1日
デイサービス サークル	吉川市保480-5竹内ビル101,102号室	特定非営利活動法人 アドバンス	通所介護	平成23年8月1日
			介護予防通所介護	平成23年8月1日
ひこさん居宅介護支援	入間市東藤沢7-15-10サンハイツ102	ひこさん 合同会社	居宅介護支援	平成23年12月1日
デイサービス もと	蕨市中央1-35-6	株式会社コマザキ	通所介護	平成23年11月1日
			介護予防通所介護	平成23年11月1日
フロンティア薬局 春日部店	春日部市新宿新田279-1	株式会社 フロンティアファーマシー	居宅療養管理指導	平成23年11月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年11月1日

## 告 示

埼玉県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
ハート訪問看護ステーション	所在地	埼玉県入間市下藤沢446-1フェニックスK店舗1階	埼玉県入間市小谷田1262-1富士会館内	介護予防訪問看護
				訪問看護
たんぽぽの家	所在地	秩父市太田279-4	秩父市下影森888-5	通所介護
				居宅介護支援
				訪問介護
有限会社 タニウチ	所在地1	幸手市南3-2-3 高花ハイツ202号	幸手市北1-14-27 ニューエルディム前田101	福祉用具貸与



## 告 示

埼玉県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
山手ケアサービス東川口	川口市戸塚東1-13-11	訪 問 介 護	平成23年10月31日
グループホーム はとがやの杜	川口市桜町5-5-28	認知症対応型共同生活介護	平成23年11月30日

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW所沢店

埼玉県所沢市牛沼二千八百三十三番地五

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県所沢市牛沼字水久保二千八百三十三番地五

（変更後）埼玉県所沢市牛沼二千八百三十三番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

##### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日外

##### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

##### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千五百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW所沢西店

埼玉県所沢市林三丁目五百七十一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県所沢市林三丁目五百七十一外

（変更後）埼玉県所沢市林三丁目五百七十一

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

#### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日外

#### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW坂戸店

埼玉県坂戸市八幡二丁目五番三十八号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県坂戸市八幡二丁目五番三十一号

（変更後）埼玉県坂戸市八幡二丁目五番三十八号

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

#### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日外

#### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告 示

### 埼玉県告示第千五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW新座店

埼玉県新座市野火止六丁目一番十号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県新座市野火止六丁目一番十二号

（変更後）埼玉県新座市野火止六丁目一番十号

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）新流通運輸株式会社 代表取締役 五味鼎和

（変更後）新流通運輸株式会社 代表取締役 五味大和

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

#### ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十三日外

#### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW熊谷店

埼玉県熊谷市大字石原四百八十四

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）コジマNEW熊谷店

埼玉県熊谷市大字石原五百四外

（変更後）コジマNEW熊谷店

埼玉県熊谷市大字石原四百八十四

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

#### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日外

#### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW北本店

埼玉県北本市北中丸一丁目六番

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前） 埼玉県北本市北中丸一丁目六番外

（変更後） 埼玉県北本市北中丸一丁目六番

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

#### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日外

#### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW上尾春日店

埼玉県上尾市春日二丁目五―三

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

#### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日

#### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### ロ 意見書提出先





# 告 示

埼玉県告示第五百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららばーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市ららシティ三丁目一番一号、二号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

来客車両について、正規ルート（武蔵野線通りをららばーとへ直進するルート、新三郷アクセス線を通らないルート）を走行するよう周知・徹底をお願いします。

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW春日部店

埼玉県春日部市梅田二丁目九番二十号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

#### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日

#### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千五百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW越谷店

埼玉県越谷市大字南荻島百五十三―一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県越谷市南荻島左敷田百五十三―一外十三筆

（変更後）埼玉県越谷市大字南荻島百五十三―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

##### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日外

##### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

##### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千五百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW南越谷店

埼玉県越谷市南町二丁目三番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマ南越谷店

埼玉県越谷市南町二丁目三番一号外

（変更後） コジマNEW南越谷店

埼玉県越谷市南町二丁目三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

#### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日外

#### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW久喜店

埼玉県久喜市中央四丁目千三百三十六番一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県久喜市中央四丁目千百九十九番一外

（変更後）埼玉県久喜市中央四丁目千三百三十六番一

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

#### ハ 変更年月日

平成二十二年二月十六日外

#### ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。



イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンモール春日部

埼玉県春日部市大字下柳字森田四百二十番地の一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十一月一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

三万七千四百七十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二八六五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七四七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三三五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 十一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

ト 届出年月日

平成二十三年十二月十六日

二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光ショッピングプラザ

埼玉県和光市丸山台一丁目九番三号

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）

（変更後）午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間六十日午前八時三十分）から午後十一時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十一時三十分

## ハ 変更年月日

平成二十三年十二月十七日

## ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十六日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム高坂店

埼玉県東松山市東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業地  
二十八街区一画地内

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年八月十七日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

七千七百九十一平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五二〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一八一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三三立方メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十三年十二月十六日

二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム北本中丸店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

小川しづ

埼玉県北本市大字下石戸上千九百六十三番地

小川登

埼玉県北本市大字下石戸上千九百六十三番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年八月二十一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

七千八百二十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五二二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三三一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立方メートル



へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十三年十二月二十日

二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大串土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

退任

職名	氏名	住所
理事	野原良一	埼玉県比企郡吉見町大字大串千九十二番地
同	砂生重光	同 同 同 同 九百九十九番地

# 告示

埼玉県告示第五百五十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県比企郡ときがわ町大字西平字行重三二五七、三二六九、三二七一、三二五八、三二六六、三二六五の一、三二六五の三、三二六七の一、三二七七、児玉郡神川町大字矢納字本宮山一四二五の五、字神山一四二七の一、一四二七の八、字古矢納城一四三一の一・一四三一の三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字行重三二五七・三二六六・三二六五の一・三二六五の三・字古矢納城一四三一の一・一四三一の三（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 告 示

埼玉県告示第千五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業上福田地区（区画整理事業）の換地計画を平成二十三年十二月二十一日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十四年一月四日から

平成二十四年二月二日まで

## 二 縦覧場所

滑川町役場

# 告示

## 埼玉県告示第千五百五十九号

次の表に掲げる整理番号の県道について市町村の廃置分合等により、変更事項に掲げる事項を次のように変更し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

整理番号	変更事項		変更前		変更後	
58	終点	路線名	終点	路線名	終点	路線名
105	鳩ヶ谷市	台東鳩ヶ谷線	鳩ヶ谷市	台東川口線	川口市	川口市南鳩ヶ谷
106	鳩ヶ谷市	鳩ヶ谷市	鳩ヶ谷市	川口市南鳩ヶ谷	川口市南鳩ヶ谷	川口市南鳩ヶ谷
111	終点	路線名	鳩ヶ谷市	蕨鳩ヶ谷線	川口市桜町	蕨桜町線
161	終点	路線名	鳩ヶ谷市	越谷鳩ヶ谷線	川口市	越谷川口線
255	重要な経過地	川口市、鳩ヶ谷市	川口市	川口市	川口市	川口市
328	終点	鳩ヶ谷市	川口市鳩ヶ谷本町	川口市鳩ヶ谷本町	川口市鳩ヶ谷本町	川口市鳩ヶ谷本町

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上伊草坂戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>下元宿二三八四番二地先まで</p>	<p>坂戸市大字塚越字南八日市一三五番一地从り同市大字石井字</p>	<p>区 間</p>
<p>二二・〇〇 二八・〇二</p>	<p>一〇・四四 二九・四一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一一七・一五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>整備工事</p>	<p>地方特定道路(改築)</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年四月二十一日

指令川建セ第二二〇一六四〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月二十日

川建セ第二三〇〇八五号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字中在家三二九九番二、三二九九番六、三二九九

番七

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字福田七五〇番地一

滑川町長 吉田 昇



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年二月二十八日

指令川建セ第二二〇一四〇〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月二十日

川建セ第二三〇〇八六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字古里字尾根四一二番一、四一三番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字古里四四四番地

大塚 眞弘

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

## 一 許可番号

平成二十三年十二月十九日

指令越建セ第二三〇〇一六一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月二十二日

越建セ第三五五 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千六番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字幸手五千四百七十二番二 サンクレアー〇二

鈴木 洋司

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び業務要求水準書等（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 履行期間

平成24年5月1日（火）から平成27年2月28日（土）まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

### (4) 履行場所

ア 埼玉県深谷市大字菅沼字古淵984番 荒川上流水循環センター

イ 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜宮ノ前311番1 寄居中継ポンプ場

ウ 埼玉県比企郡滑川町大字月輪字窪田521番6 市野川水循環センター

エ 埼玉県比企郡小川町大字上里字上田中1004番2 小川中継ポンプ場

オ その他（流域内の場外管渠<sup>きよ</sup>流量計及びマンホール並びに荒川上流流域伏越部）

### (5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

### (2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2者による共同企業体（以下「企業体」という。）とし、その運営形態等は、次のとおりとする。なお、企業体の構成員は、本入札に係る他の企業体の構成員となることができない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定しなければならない。

ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとする。

エ 構成員の最小出資比率は、30パーセント以上とする。

### (3) 入札参加者の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けていること。

イ 代表構成員は、平成13年以降に処理能力7,000m<sup>3</sup>/日最大以上のオキシデ

ーションディッチ法による水処理施設及び汚泥脱水施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐している団体から直接受託し、3年以上実施した実績を有すること（共同企業体の構成員であった場合は、出資比率が20パーセント以上のときに限る。）。

ウ 代表構成員以外の構成員は、平成13年以降にオキシレーションディッチ法又は標準活性汚泥法による水処理施設及び汚泥脱水施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐している団体から直接受託し、3年以上実施した実績を有すること（共同企業体の構成員であった場合は、出資比率が20パーセント以上のときに限る。）。

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の履行期間中、下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項の政令で定める有資格者を、荒川上流水循環センター及び市野川水循環センターの責任者として各1名並びに水質分析試験等を主に担当する者として1名の計3名を専任で配置できること。なお、当該3名の者は、代表構成員及び代表構成員以外の構成員それぞれから1名以上選任とすること。

オ 本件業務に係る入札説明書等に示す要求水準を満たす技術力を有すること。

カ 以下のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(カ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、平成24年2月17日（金）とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県下水道

局下水道管理課管理担当 電話048-830-5453 ファクシミリ048-830-4884

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 場所

埼玉県下水道局下水道管理課管理担当

イ 期間

平成23年12月27日（火）から平成24年1月10日（火）までの午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）

なお、埼玉県下水道局下水道管理課ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/m06/>

(3) 入札説明会の場所及び日時

〒363-0023 埼玉県行田市長野952番地1 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 平成24年1月12日（木）午前10時30分から午前12時まで

(4) 現場見学会

(3)の入札説明会の終了後、実施する。

(5) 参加資格審査の申請等

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術力評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県下水道局下水道管理課管理担当

イ 提出期間

平成24年2月16日（木）及び同月17日（金）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、平成24年3月19日（月）に郵便で発送する。

(6) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号

埼玉教育会館303会議室 平成24年4月6日（金）午前10時

(7) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

埼玉県下水道局下水道管理課管理担当

イ 提出期限

平成24年4月5日（木）午後3時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。

この場合、その保険証券を入札期限までに提出すること。

(イ) 代表構成員が、国（公団を含む。）、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐した団体と処理能力20,000m<sup>3</sup>/日最大以上の水処理施設の運転管理業務の契約を平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（共同企業体の構成員であった場合は、出資比率が20パーセント以上のときに限る。）

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第154条に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

ア 財務規程第176条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号）第9条の規定に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術力評価書の提出をした者がした入札

(4) 最低制限価格及び低入札調査基準価格

設定しない。

- (5) 落札者の決定方法  
財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否  
要
- (7) 手続における交渉の有無  
無
- (8) その他
  - ア 平成24年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額について減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。
  - イ 詳細は、入札説明書等による。

## 5 Summary

- (1) Nature of Services Required  
Management and maintenance of the sewerage plants at Ichino River and at the upper portion of Ara River
- (2) Deadline for Submissions  
By registered mail: 3:00 pm, Thursday, April 5, 2012  
In person: 10:00 am, Friday, April 6, 2012
- (3) Contact Information  
Sewerageworks Management Division, Bureau of Public Sewerageworks  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Ph. 048-830-5453



# 告 示

埼玉県公安委員会告示第352号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年12月27日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
かごはら自動車学校	代表者の氏名	山田 浩	山田 豊彦

# 告示

埼玉県選管告示第百六十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人 人間川福祉会 特別養護老人ホーム さくら	埼玉県狭山市大字加佐志百四番

# 告 示

埼玉県選管告示第百六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、  
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党埼玉県北第六区第二支部	森田 俊和	島田 和男	熊谷市久保島1003-2	平成23年11月28日
自由民主党和光支部	齊藤 秀雄	柳下 長治	和光市新倉2-22-1	平成23年11月28日

(2) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上尾の甘くないを実現する市民の会	奥 沙織	小山 求	上尾市川208-2	平成23年11月18日
上尾の安心安全なまちづくりの会	奥 沙織	小山 求	上尾市川208-2	平成23年11月18日
上尾の福祉を充実市民の会	小山 求	奥 沙織	上尾市川208-2	平成23年11月18日
上尾の文化芸術を高める市民の会	小山 求	奥 沙織	上尾市川208-2	平成23年11月18日
浅野ひろこ後援会	小川 清	星野 令光	新座市畑中1-8-7	平成23年11月14日
甘くない!上尾市民の会	小山 求	奥 沙織	上尾市川208-2	平成23年11月18日
新井金作後援会	渡辺 賢蔵	新井 美恵子	上尾市谷津2-1-50-42	平成23年11月18日
伊草弘之後援会	伊草 弘之	伊草 弘之	南埼玉郡宮代町東314	平成23年11月17日
伊藤信太郎を支援する会	伊藤 信吾	伊藤 暁代	新座市新堀1-10-8	平成23年11月30日
加那友の会・田島加那子後援会	田島 照幸	田島 敏子	上尾市西門前271(上尾市場内)	平成23年11月4日
近藤ともあき後援会	近藤 智明	近藤 豊	川口市芝樋ノ爪1-9-13	平成23年11月15日

刷新の会	朝田 和宏	福野 未知留	八潮市中央 1 - 2 - 1	平成 23 年 11 月 16 日
佐藤しげただ後援会	佐藤 重忠	佐藤 久美	新座市東 1 - 1 3 - 3 5 - 2 0 4	平成 23 年 11 月 10 日
すずき明子を育てる会	鈴木 一光	鈴木 一光	新座市東 2 - 1 0 - 1 3	平成 23 年 11 月 28 日
鈴木ひでいち後援会	鈴木 秀一	鈴木 将人	新座市栗原 4 - 8 - 4	平成 23 年 11 月 10 日
のなかやよい後援会	野中 弥生	野中 均	新座市畑中 3 - 3 - 1 - 2 1 2	平成 23 年 11 月 10 日
野本一幸後援会	相ノ谷 昌男	和智 繁朗	朝霞市本町 2 - 1 1 - 2 8	平成 23 年 11 月 7 日
未来の上尾を考える会	小山 求	奥 沙織	上尾市川 2 0 8 - 2	平成 23 年 11 月 18 日
森新一後援会	森 喜雄	四分一 福治	熊谷市弥藤吾 2 4 0 9	平成 23 年 11 月 4 日

# 告 示

埼玉県選管告示第百六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、  
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党越生支部	代表者	長島 祥二郎	本清 一雄	平成23年11月7日
	会計責任者	浅野 訓正	間下 文造	同上
	主たる事務所の所在地	入間郡越生町越生800	入間郡越生町越生983-3	同上
自由民主党騎西支部	会計責任者	石川 隆夫	鷓飼 力三	平成23年11月30日
自由民主党埼玉県第三選挙区支部	会計責任者	石井 あゆ子	小玉 芳秀	平成23年11月7日
自由民主党埼玉県理容支部	代表者	白岩 一雄	川島 正晴	平成23年11月1日
みんなの党埼玉県伊奈町議会第1支部	名称	みんなの党埼玉県伊奈町議会第1支部	みんなの党埼玉県伊奈町議会第一支部	平成23年11月18日
みんなの党さいたま市議会第2支部	主たる事務所の所在地	さいたま市西区指扇領辻146-2	さいたま市西区宝来2224-5	平成23年11月4日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
小川真一郎後援会	代表者	馬場 一雄	藤原 茂	平成23年11月21日
埼玉県理容政治連盟	代表者	白岩 一雄	川島 正晴	平成23年11月1日

## 告 示

埼玉県選管告示第百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲



別記1（平成23年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。）

(1)その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
いわせ昭一後援会	平成23年11月21日	平成23年11月21日
小林拓朗と熊谷の未来を拓く会	平成23年11月15日	平成23年11月15日
花岡のりお連絡事務所	平成23年11月1日	平成23年11月28日

別記2（平成23年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。）

(1)その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
新井金作後援会	平成23年11月18日	平成23年11月18日
森新一後援会	平成23年4月28日	平成23年11月4日

## 別記3

政治団体の名称 **いわせ昭一後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 岩瀬 昭一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 日高市議会議員

報告年月日 平成23年11月21日

(平成23年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **小林拓朗と熊谷の未来を拓く会**

報告年月日 平成23年11月15日

(平成23年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	5,700円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	5,700円
(2) 支出総額	5,700円

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄付	5,700円
合 計	5,700円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
その他の寄附	5,700円	
(2) 支出の内訳		
ア 政治活動費		
(ア) 組織活動費	5,700円	
合 計	5,700円	

政治団体の名称 **花岡のりお連絡事務所**

資金管理団体の届出をした者の氏名 花岡 能理雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類 さいたま市議会議員

報告年月日 平成23年11月28日

(平成23年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	6,897円
ア 前年繰越額	6,897円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	6,897円

## 2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 事務所費	6,897円
合 計	6,897円

政治団体の名称 **新井金作後援会**

報告年月日 平成23年11月18日

(平成20年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
----------	----

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **森新一後援会**

報告年月日 平成23年11月4日

(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

# 告 示

埼玉県選管告示第百七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、  
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤 重忠	新座市議会議員	佐藤しげただ後援会	新座市東1 - 13 - 35 - 204	平成23年11月10日
鈴木 秀一	新座市議会議員	鈴木ひでいち後援会	新座市栗原4 - 8 - 4	平成23年11月10日
野中 弥生	新座市議会議員	のなかやよい後援会	新座市畑中3 - 3 - 1 - 212	平成23年11月10日

# 告 示

埼玉県選管告示第百七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、  
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
岩瀬 昭一	日高市議会議員	いわせ昭一後援会	平成23年11月21日	平成23年11月21日
花岡 能理雄	さいたま市議会議員	花岡のりお連絡事務所	平成23年11月1日	平成23年11月28日

# 告示

埼玉県選管告示第百七十二号

本庄市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
本庄市民プラザ	埼玉県本庄市銀座一丁目一番一 号	本庄市長	七十人
本庄市児玉体育館	埼玉県本庄市児玉町児玉二千五 百十四番地一	本庄市長	二百五十 人
本庄市児玉第三金 屋集会所	埼玉県本庄市児玉町金屋八百十 六番地	本庄市長	三十人